



発行所 秋田県北秋田郡 合川町役場 編集責任者 広報係 杉淵佐一郎 (合川町役場総務課) TEL合川4番 (1回発行部数2,500) 定価 1部 51円

畠山氏再選!! 町長選挙おわる

本町の町長選挙は、去る十一日の告示以来一週間にわたる激烈な選挙戦が畠山、福岡の両候補によって展開されたが、十八日投票同日即時開票の結果、畠山義郎氏(前町長)が福岡与左衛門氏を四五二票の差で破り再び町長に当選した。

投票は十八日午前七時から再選がきまり午後十時半すぎに選挙会が終了。町内十三カ所の投票所で行われ、午後六時に締切したが、選挙戦がはげしくつたためか猛吹雪という悪天候にもかかわらず各投票所とも良好な投票率を示した。

選挙会(開票)は当日午後八時半から役場で開かれ投票総数六千二百三十一票のうち畠山氏が三千三百二十三票、福岡氏が二千八百七十一票、小田氏三票、無効三十四票で畠山義郎氏の



【いよいよ開票開始!!】

就任のことば

町長 畠山義郎



私は信を得まして再び町政を担当することとなりました。前畠山町政は合併町村としての合川町の基礎的な仕事にわゆる合併協定事項の早期解決という問題を背負った一種のヒモツキ町政でありましたが、こんどは選挙の公約として「判断力の深い協同生

活者としての町民性の確立」と過剰労働力の解決を目的とした農業の振興と新しい地域経済圏の確立をもつて町政を推進したいと思っております。さらに、やや安定してきた財政を建てなおして、行政を円滑な町政に導き、名実ともに新しい息吹きの燃える平和な町政を推進するつもりであります。町民の声は役場の行政機関のみでなく、私への直結するようつとめて改善したい。正しい民意を反映した町政にしたいと思っております。よろしく御指導下さるようお願い申し上げます。(保険課)

町長選挙 各投票区の投票率まとまる

町長選挙における町内十三投票所の投票率がこのほどまとまった。選挙当日の有権者数は七千九百八十八人(男三、四三〇、女三、二七二)棄権者数九百六十七人で平均投票率は八六、五五%(男八六、二〇%、女八六、八八%)となつてゐる。各投票所ごとの投票率は次のとおりであるが、最高は駅前投票区の九二、二二%、最低は上杉投票区八〇、六四%であつた。

Table with 2 columns: District Name and Voting Rate. Includes districts like 増沢, 三木田, 根田, etc.

畠山町長初登庁 全職員に協力を要請

畠山町長は再選後の去る二十日はじめて登庁、午後三時より全職員を集めて就任のあいさつを行い「信を得て再び町政を担当するの力を望みたい」と述べた。またこれに対し職員を代表し、職員組合長佐藤秀二氏が祝辞を述べた。



町政メモ 12月~1月

- 町政メモ 12月~1月: 消防団幹部会, 農業委員会, 町議会十二月定例会, 開(会期二十七日迄), 議会を承認, 選挙管理委員会, 選挙管理委員会, 課長会議, 国民保健委員会, 公民館職員会議, 町議会臨時会, 町長選挙告示, 選挙管理委員会, 町長選挙立候補届出, 成人式, 町長選挙立会演説会(東及び北地区), 町長選挙立会演説会(西及び南地区), 即日開票の結果、前町長畠山義郎氏の当選決定, 合川営林署開庁式, 畠山町長初登庁、全職員にあいさつを行う。

六十年ぶりに帰る 合川 盛大に開庁式

昨年末町に引越して来た合川営林署の開庁式は去る二十日午前十一時から合川東中学校で、山崎林野庁長官、小畑秋田県知事(いづれも代理)、植杉秋田営林局長ら内外の来賓約三百名が出席のもとに盛大に行われた。

四年五月再び小阿仁管轄から分離して落合管轄となつた。ところが当時は政党政治はなやかな頃だったので、たつた一冬を越した翌昭和五年十月には廃止の運命にあひ七座営林署が新設されて現在に至つた。いわば同管轄は二転三転してまた古巣へもどつたというわけだが、小林区署として発足してから六十年ぶ



合川営林署

【新看板】

藩制時代、秋田領能代木り、落合管轄となつてからでも三十年ぶりである。合川営林署の管轄区域は羽根山小林区署が設けられ、米代川支流の阿仁川流域に増沢、羽根山、下大内、雪田、米代川流の抽せん番号を次のとおり

当つていま 年賀ハガキの抽せん番号 郵政省では去る一月十五日、三十四年度年賀はがき御相談に応じます(経済課)

ビニール、油紙の申込はお早目に 農家は冬ごもりに入つたが、農家ではこの農閑期といえどいろいろな農作業の準備に余念のないことと思つてゐる。その準備の一つとして稲の三早栽培用ビニール、油紙等の用意はど

海外移住のしおり 移住者 特に二、三男のために 希望者 七万円 アルゼンチン国 四四万円 ガルアツペ入植地 四四万円 このほか出発準備から現地到着迄の諸手数料並に移住にあつせん入所費(一人一日米三合、副食費一日六円)船中小使等として一家族五万円〜一〇万円あればよく、また単身移住者の場合は一人最低二万円ぐら

るものには、市町村長が保証人となれば一家族当たり最高五〇万円を限度として貸付があります。二年据置三年均等償還年利八分で現地で本人が支払います。 (C) 外務省在外公館その他の活動と援助 各入植地には在公館その他を建てるなど学校などの関を有する移住者の援助を行つておられます。 (D) 県や海外協会の援助 県開拓課や海外協会では募集から選考、推せん書類の作成、渡航手続、財産整理等一切の世話をし、出発に際しては社行会の開催に際して盛大な見送りをし、等臨時奨励と援助に努力しております。 (E) 携行荷物はどんなものを持って行くか? 家族で移住する人でも、

